

平成 23 年 8 月 5 日

各位

株式会社池田泉州銀行

不祥事件発生に伴う役職員の処分について

先般発生いたしました弊行の元職員による不祥事件(平成 23 年 6 月 17 日公表)に関し、今般、下記の通り役職員の処分を実施いたしました。

弊行といたしましては、合併後複数回に亘り不祥事件が発生(平成 22 年 11 月 30 日及び平成 23 年 3 月 18 日公表)いたしましたことを厳粛に受け止め、厳重な処分を行いました。

お客様をはじめ関係の皆様方には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを心からお詫び申し上げます。今後につきましては、事務取扱ルールの見直しと一層の厳正化、及び相互牽制体制の強化に努めるなど、再発防止に全行挙げて取り組んでまいります。

記

1. 取締役及び関係する執行役員

頭取兼CEO以下の取締役 16 名及び関係する執行役員 6 名につきまして、その役職位等に応じて月額報酬を 30%~5%減額(3ヶ月~2ヶ月)いたしました。

また、不祥事件発生当時支店長職にあった執行役員 2 名につきまして降職処分といたしました。

2. 関係職員

不祥事件の事故者につきましては、既に公表いたしました通り、懲戒解雇しているほか、関係職員につきましても降職・減給等の処分を実施いたしました。

以上